

日本褥瘡学会 在宅褥瘡セミナー内規

第1条 在宅褥瘡セミナーの目的

在宅療養者の療養にかかわる医療人の褥瘡等の予防，ケア，治療等に関する正しい知識および技術の啓発および普及活動を目的として開催する。

第2条 在宅褥瘡セミナーの運営

1. 在宅褥瘡セミナーは日本褥瘡学会在宅医療委員会が管理・統轄し，各都道府県の代表世話人に委託して開催する。
2. 「日本褥瘡学会 在宅褥瘡セミナー ○○県」を正式名称とする。
3. 各都道府県の開催責任者（代表世話人）は，原則として医師1名，看護師1名とし，各都道府県で年1回以上開催する。
4. セミナー講師に，日本褥瘡学会理事長からの「講師依頼状」の送付を希望する場合，講師氏名と連絡先，及び講演名などを明示して事務局に依頼する。
5. セミナーの開催時間は原則として1回のセミナーにつき3時間以上とする。
6. セミナー会費徴収の有無は代表世話人に一任する。
7. 各都道府県の代表世話人は，受講者に日本褥瘡学会認定の在宅褥瘡セミナー参加証を配布する。ただし，6時間セミナーに限り希望者に「受講証」を配布する
8. セミナーの遅刻者あるいはセミナーの早退者には，原則的に参加証および「受講証」を配布しない。

第3条 その他

1. セミナーの対象者は，原則として在宅医療に従事する医療職・介護職とする。
2. セミナー開催案内を日本褥瘡学会事務局に連絡し，ホームページに掲載する。
3. セミナー終了後，在宅褥瘡医療委員会へ開催概要（報告用紙あり）および会計報告を行う。
4. 在宅褥瘡セミナーは，すでに下記の6団体に後援の了解を得ているので，セミナーの案内にこれらの団体名を後援として記載してもよい。
 - ・日本看護協会
 - ・日本訪問看護財団
 - ・全国訪問看護事業協会
 - ・日本介護支援専門員協会
 - ・日本薬剤師会
 - ・日本病院薬剤師会
5. 各県で領収証用の印鑑を作成の際は下記を参照。
 - 1) 補助金費用内で作成。
 - 2) 印鑑の字は「日本褥瘡学会 在宅褥瘡セミナー ●●県」とする。
 - 3) 本会へ印鑑の届出をする。（作成日／印影）
 - 4) 管理は責任を持つ。
 - 5) 領収証の捺印に限る。（派遣依頼状などは学会印）
 - 6) すでに印鑑がある場合は，認め印として用いるため，そのまま使用してよい。

平成25年11月18日改定

平成27年6月29日改定

平成29年4月19日改定

令和5年1月31日改定